

転学生徒保護者 様

転学の手続きについて

転学にあたり、下記のような手続きが必要となりますのでよろしくお願いいたします。

記

1 保護者は、担任をとおして「転出児童生徒原票」を、遅くも一週間前に学校に提出し、最終登校日を伝えてください。（転出に関する書類の発行、給食費等の精算のため）

2 最終登校日に、本校が発行する関係書類を受け取ってください。

①在学証明書

②転学児童生徒教科用図書給与証明書



3 転出の手続き

- ① 小山市役所に転出届を提出し、『転出証明書』を発行してもらう。（市外転出の場合）
- ② 市内転居の場合は小山市役所にて住所変更手続きをする。
- ③ 引越し先の役所に『転出証明書』と『転入届』を提出する。（市外転出の場合）
- ④ 役所内の学校関係窓口(教育委員会)で、『在学証明書』を提示して転出先中学校の指定を受ける。

4 教育委員会で指定を受けた転出先中学校へアポを取って早めに学校を訪問し、

- ・在学証明書
- ・教科書給付証明書

をすみやかに提出する。

* 転学手続きの日程調整等がありますので、転出先教育委員会、転学先学校への連絡、手続きは早めに行いましょう。

* これで転学手続きは完了します。

